

個品割賦販売契約約款 新旧対照表

第 2 条（用語の定義）		第 2 条（用語の定義）	
用 語	用 語 の 意 味	用 語 [Ⓐ]	用 語 の 意 味 [Ⓐ]
モ バ イ ル サ ー ビ ス	当社がモバイルサービス契約約款に基づいて提供するサービス。	モ バ イ ル サ ー ビ ス [Ⓐ]	当社がモバイルサービス契約約款に基づいて提供するサービス。 [Ⓐ]
モ バ イ ル サ ー ビ ス 契 約	当社からモバイルサービスの提供を受けるための契約。	モ バ イ ル サ ー ビ ス 契 約 [Ⓐ]	当社からモバイルサービスの提供を受けるための契約。 [Ⓐ]
主 サ ー ビ ス 加 入 者	当社インターネット約款第 4 条に定める、第 1 種または第 3 種インターネット接続サービス加入者のうち奈良県内および当社が認める一部の地域でサービス提供を受けている加入者、またはデジタルテレビ約款に定めるデジタルテレビサービスの加入者	主 サ ー ビ ス 加 入 者 [Ⓐ]	当社インターネット約款第 4 条（サービスの種類とプラン種別 [Ⓐ] ）に定める、第 1 種または第 3 種インターネット接続サービス加入者のうち奈良県内および当社が認める一部の地域でサービス提供を受けている加入者、またはデジタルテレビ約款に定めるデジタルテレビサービスの加入者。 [Ⓐ]
モ バ イ ル サ ー ビ ス 契 約 者	当社とモバイルサービスの契約を締結している者。	モ バ イ ル サ ー ビ ス 契 約 者 [Ⓐ]	当社とモバイルサービスの契約を締結している者。 [Ⓐ]
本 契 約 者	当社と個品割賦販売契約を締結しているモバイルサービス契約者。	本 契 約 者 [Ⓐ]	当社と個品割賦販売契約を締結しているモバイルサービス契約者。 [Ⓐ]
第 5 条（契約の成立） 個品割賦販売契約は、当社が主サービス加入者および本契約者からの個品割賦販売契約の申し込みを承諾した旨を、当社所定の手続きにより本契約者に通知した時点で、成立するものとします。但し、当社が承諾後であっても、モバイルサービス契約が成立しなかった場合、当社は個品割賦販売契約を解除することができます。		第 5 条（契約の成立） 個品割賦販売契約は、当社が主サービス加入者および本契約者からの個品割賦販売契約の申し込みを承諾した旨を、当社所定の手続きにより本契約者に通知した時点で、成立するものとします。ただし、当社が承諾後であっても、モバイルサービス契約が成立しなかった場合、当社は個品割賦販売契約を解除することができます。	
第 7 条（賦払金の支払方法） 主サービス加入者は、賦払金を当社が指定する支払期日までに、当社所定の支払方法により当社（第 1 3 条の規定により割賦債権の譲渡を行った場合にはその譲渡先）に支払うものとします。 2 個品割賦販売契約に基づく債務の完済までに、本契約者と当社とのモバイルサービス契約が解除された場合、主サービス加入者および本契約者は当社所定の方法により賦払金の残金全額を一括で支払うものとします。		第 7 条（賦払金の支払方法） 主サービス加入者および本契約者は、賦払金を当社が指定する支払期日までに、当社所定の支払方法により当社（第 1 3 条の規定により割賦債権の譲渡を行った場合にはその譲渡先）に支払うものとします。 2 個品割賦販売契約に基づく債務の完済までに、本契約者と当社とのモバイルサービス契約が解除された場合であっても、当社所定の支払方法により、債務の履行を継続するものとします。	
第 8 条（届出事項の変更） 2 本契約者は、前項の通知がないために、当社（第 1 3 条の規定により割賦債権の譲渡を行った場合には、その譲渡先を含みます。以下本項において同じとします。）からの通知または送付書類等が延着または不到達となった場合には、通常到達すべき時に到達したものと当社がみなすことに同意するものとします。		第 8 条（届出事項の変更） 2 本契約者は、前項の通知がないために、当社（第 1 3 条（割賦債権の譲渡）の規定により割賦債権の譲渡を行った場合には、その譲渡先を含みます。以下本項において同じとします。）からの通知または送付書類等が延着または不到達となった場合には、通常到達すべき時に到達したものと当社がみなすことに同意するものとします。	
附則（実施期日） この規約は、2 0 2 2 年 2 月 2 1 日から実施します。		附則（実施期日） この規約は、2 0 2 2 年 7 月 1 日から実施します。	